

入会金及び年会費規定

第1条（総則）

一般社団法人コンクリートディレクター協会の正会員及び賛助会員となろうとする者は、本規定に定める入会金及び年会費規定の手続き等に従うこととする。

第2条（目的）

この規程は、一般社団法人コンクリートディレクター協会（以下「本会」という）定款第6条の規定に基づき、本会の入会金及び年会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第3条（入会金）

本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- 1 正会員（法人） 100,000円
- 2 正会員（個人） 50,000円

第4条（年会費）

本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- 1 正会員（法人） 36,000円
- 2 正会員（個人） 12,000円
- 3 賛助会員 1口 120,000円

年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月から、1事業年度当たりの会費の金額を月割計することにより算出し納付するものとする。

第5条（納付）

入会金は入会時に前納し、年会費は前年の12月1日から2月末日までの間に前納するものとする。

第6条（変更）

この規程は、定款第6条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

第7条（その他）

この規定に定めない事項又は疑義については、総会で審議のうえ決定する。

附 則

この規定は、一般社団法人設立登記の日より施行する。